

東芝賃金資格差別提訴団 御中

2月5日付の東芝賃金資格差別提訴団からの「東芝賃金差別提訴団への質問について(回答)」に対する神奈川労連の見解を送付します。

2003年2月15日
神奈川労連事務局長 水谷 正人

東芝提訴団の回答に対する見解

2008年2月18日 神奈川労連

昨年12月10日に提出した「東芝賃金差別提訴団への質問」に対する回答が、2月5日に袖山、城間両氏により届けられ、岡本、行武が受け取った。しかしこの「回答」内容は「質問」に誠実に答えておらず、これをもって支援凍結を解除できる内容ではない。この「回答」に従えば今後とも東芝門前で日立争議や東芝争議をめぐって、「事実を述べるだけ」の神奈川労連批判が行われることになり、こんな行動を支援できないことは当然である。またありもしない「申し合わせ」を口実に神奈川労連批判を行うなどは言語道断である。提訴団内の団結問題についてもE氏に対し、全治10日の傷害を負わせる事件まで起こしており、団結回復に努力しているとは思えない。

神奈川労連としては、「回答」受け幹事会で検討して、態度を決めることにしているが、3月1日の幹事会を待ったのでは事態の解決が遅れることを懸念し、とりあえず上記の企画委員会の見解を伝える。

東芝提訴団の回答の主要な問題点をあげると以下のとおりである。

1. 「各団体の発言は自由だが、発言内容は相談会がまとまるまで公表しない」という申し合わせなどしていない

神奈川労連は原則として、こんな申し合わせについては同意するはずがない。重要な問題については、可能な限り機関会議にかけて相談する。組合員にも知らせる。これが神奈川労連の立場である。東芝争議は重要な争議と位置づけ、組合員の関心も強い。一年近く相談会を行っていてどうなっているのか、神奈川労連はどのような立場で取組んでいるのかを、必要な範囲で組合員に報告するのは当然の義務である。

また、どこから神奈川労連の幹事会の文書を手に入れているのかは不明であるが、特に神奈川労連の幹事会に対しては可能な限り情報を提供し、意見を述べてもらうのは当然である。これは神奈川労連の民主的組織運営の基本的立場である。

仮に「会議の内容は公表しない」などの重要な申し合わせであれば、文書で確認されているはずであろうが、相談会で配布された文書には、そんな内容は全く書かれていない。また「相談会の開催にあたり」とはいつのことか。4回の相談会に呼ばれた7団体のうち、1回目が3団体、2、3回目が5団体、4回目が6団体であり、「相談会の開催にあたり」では参加者の合意にならない。ありもしない「申し合わせ」を口実に神奈川労連批判を行うなどは言語道断である。

2. 「職場」「弁護団」との不団結は深刻

中労委での話し合い打ち切り通告を行った直後に、複数の弁護士が弁護団から抜けたことは紛れもない事実である。争議団内、職場との不団結状況も多くの神奈川県労連傘下の組合員が目撃している。ますます拡大している事は、川崎争議団の総会日にE氏に対し、金拾10日の傷を負わせたことを見ても明白である。

また、Eメールというのは私信で、プライバシーに属する範囲であり、どのような手段で入手したかは不明だが、問題にすること自体が社会的倫理に反している。

なお、地労委命令日の神奈川県労連の挨拶については、地労委の命令を待ちながら行われた地労委横の公園での話ではなく、その後報告集会が行われた弁護士会館の話であることはE氏から確認したが、事実はそのとおりである。弁護士会館では神奈川県労連は役員が参加していたにもかかわらず挨拶の要請はなかった。時間の関係上止む得なかったわけではないことは、公園横で挨拶した単組の代表が、人物は別だが弁護士会館でも行っていることを見ても明らかである。

3. 池田発言は明らかに神奈川県労連批判

質問を手渡した際には池田発言については、そんな発言などしていない、誰から聞いたのかなど不当な追及があったが、今回の回答では、発言内容は認めた上で、事実を述べただけだとしている。東芝の工場門前で、こんな発言をさせたことに多くの参加者が疑問や不快感、不信を抱き憤りを覚えたことは事実である。神奈川県労連批判を東芝の門前で発言したからこそ、不快感や不信を抱いたのである。

4. 提訴団外に文書を配布するのは当然

神奈川県労連は、東芝争議は非常に重要な争議であり、争議を前進させるためには、争議団と職場、弁護団の団結が重要だと位置付けている。困難を打開するために、それぞれに神奈川県労連の考え方や方針、取組などを随時示し、意見を聞くという立場を取っている。このことについて抗議されるいわれはない。